

平成 22 年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 経営企画・協働推進室

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>滋賀県障害者福祉施策に関連する全般的事項</p> <p>5 障害者福祉施策に関連する事業共通の監査の結果及び意見</p>	<p>(6) 補助金等事業の評価に関する全庁的な方針について（意見）</p> <p>補助金等事業の効果を検証しながらその必要性、妥当性、有効性、公平性を十分に検証し、見直しを進めていく必要がある。</p> <p>全庁的な方針を示しつつ、不断に見直す PDCA サイクルによる仕組みを構築することが重要である。</p> <p>また、県民に分かりやすい情報公開に努めることが不可欠であり、県民がいつでも見直し状況を把握できるようにすべきである。</p> <p>(9) 全庁的なモニタリングの方針をスピード感をもって検討すべき（意見）</p> <p>（指定管理施設について）施設利用者である県民の安全のために、早急に適切なモニタリングの手法を確立し、マニュアル化等を図るべきである。</p>	<p>平成 23 年 3 月に策定した「滋賀県行財政改革方針」の実施計画における取組項目として「財政健全化に向けた取組」を位置づけており、補助金等については、県の担うべき役割を踏まえ、事業そのものの必要性や事業目的の達成状況、実施状況など個々の実情も見極めながら見直しを行ってきているところです。</p> <p>これまで基本構想や組織目標の進行管理を実施してきましたが、今後も、進行管理を実施し、その結果の公表や基本構想審議会等への報告などを通じ、社会情勢の変化等に対応できるよう PDCA サイクルによる取り組みを継続していきます。</p> <p>また、基本構想の進行管理の結果等については、公表をしているところでありますが、引き続き県民にわかりやすい情報公開に努めていきます。</p> <p>平成23年5月30日付けで「県立施設の指定管理者制度運用ガイドライン」を改正し、モニタリングの実施について追加するとともに、実施の留意点を各所管課に示しています。モニタリングは、施設の良い管理運営を確保するため、所管課が行うチェックの仕組みであることから、書面だけでなく、現地での実地調査や利用者の声を把握するためアンケート調査を活用するなど、実効性のある取組を求めており、適切なモニタリングの実施について徹底を図っていきます。</p>

平成22年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 財 政 課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
7 未利用財産の取扱いについて	<p>(1) 未利用財産等の定義・範囲の網羅性について（意見）</p> <p>○ 未利用財産の有効活用の方針を決定するに際して、現状では、未利用財産等の定義・範囲が明確でないので、所管課により恣意的な判断で都合よく解釈される恐れがある。このため、未利用財産等の定義・範囲を見直すべきである。</p>	<p>○ 未利用財産等については、「公有財産が一団として構成されているもののうち、現に利用に供されていない状態の財産」と定義してきたところですが、意見を踏まえ、県有財産活用検討会議において、未利用財産等の定義・範囲を見直し、より客観的判断が可能となるよう事務処理要領を改正しました。 今後、この要領に基づき抽出した財産について、利活用および処分の方針を順次検討していきます。</p>
	<p>(2) 県有財産活用検討会議の情報公開について（意見）</p> <p>○ 県有財産のうち、未利用財産等をどのように利活用されているかについては県民の関心事であり、県は、少なくとも、未利用財産等の利活用の方針を公表すべきである。そのうえで、未利用財産等の利活用の取り組みについて、県民ニーズを踏まえて公表の是非を検討すべきである。</p>	<p>○ 未利用財産等については、売却時において、ホームページ等で公表してきたところですが、意見を受け、平成24年4月から県のホームページにおいて、県有財産活用検討会議で既の方針決定を行った財産の利活用・処分方針および進捗状況一覧表を公表しました。</p>

平成22年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 自治振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>滋賀県障害者福祉施策に関連する個別の事業 1 障害児保育推進事業、障害児早期療育支援事業</p>	<p>(1)自治振興交付金制度を充実させるべき(意見)</p> <p>本交付金制度は、市町の自主的な判断による弾力的で自由度の高い事業実施が可能な制度として、従来の県単独補助金を一本化する形で創設されたものである。制度創設にあたり、従来の補助金の内容をほぼそのまま引き継いでいるため、メニューや対象経費が限定されており、制度趣旨からすると課題がある。</p> <p>交付金制度の趣旨からすると、メニュー事業に限定するだけでなく、例えば、次のような検討を行うなど、制度を充実させるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績をもとに、各市町に必要な事業を提案してもらい、交付金を交付する。 ・交付金の総額の1～2割を市町提案枠として設定し、県費投入の妥当性を検討した上で、交付金を交付する。 <p>交付金事業であれば、補助金制度と同様の履行確認は必要でない。代わりに、効果測定に資する資料等を市町から提出してもらい、交付金の評価や今後の制度充実、終期設定等の検討に活用することも考えられる。</p>	<p>(1)平成24年度の予算編成にあたり、交付金の対象事業や対象経費について、各事業を所管する庁内関係所属を通じ、市町の意見を聞きながら見直しを行いました。</p> <p>個性輝く自治活動支援事業(自治ハウス整備事業)など8事業について、要件緩和等の見直し</p> <p>(2)本交付金の平成22年度の実績では、予算額530,000千円に対して、市町の実施事業に基づく交付金相当額は、585,664千円となっています。 現在の県財政の状況を勘案すると、交付金の増額は困難であり、新たな提案枠の設定は困難です。</p> <p>(3)履行確認については、滋賀県自治振興交付金交付規則の規定に基づき、事業ごとに定めた算入対象経費、算入率、算入限度額をチェックする必要があることから行っているものであり、公金の適正な使用を担保する観点から必要と考えます。 ただし、補助金ではなく交付金ということから、提出書類の記載項目や添付書類の簡素化を行っており、今後も可能な範囲での簡素化に取り組んでいきます。</p>

平成22年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 会計管理局 管理課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>5 障害者福祉施策 に関連する事業共通 の事項</p>	<p>(4) 履行確認について全庁的な方針を示すべき (意見)</p> <p>補助金等及び委託料、扶助費の履行確認は各補助金交付要綱等に基づき各所管課が実施している。しかし、これらには基本的な事項しか定められていないため、所管課や担当者により履行確認の方法は様々であり、統一したレベルで実施されていない。補助、委託、扶助の科目が異なったとしても、税金を投入し事業を実施していることには違いがないため、全庁的な基本方針を示し、一定レベルの履行確認を実施する方法を確立すべきである。その上で、事業の性質に応じた具体的な履行確認の方法を要綱等に明記すべきである。</p>	<p>補助金および委託料等の執行においては、事業の目的や性質に応じて、個々具体的に的確な履行確認を行う必要があることから、各所属に対し通知文を発出し、法令等に基づく的確な履行確認が行われるよう周知徹底を図りました。</p> <p>この通知では、履行確認のレベルを上げるため、履行確認を行う場合には必要に応じて現地調査を実施することなどを求めるとともに、履行確認を行う際の具体的な確認事項を示しました。</p>

平成22年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について
 (滋賀県健康福祉部における障害者施策関連事業について)

【結果】Ⅱ 滋賀県障害者福祉施策に関する個別の事業

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
2 障害者自立支援特別 対策事業費	(1)旅費精算の誤りにより補助金が過大交付されている(結果) 旅費精算が不適切な事例(鉄道運賃の計算誤り)が発見され、結果として補助金が5,740円過大交付されていた。	【障害福祉課】 旅費精算の誤りにより過払いとなった5,740円については、補助金額の再確定を行い返還済みです。 今後、補助金の履行確認等、検査の一層適切な実施に努めます。
3 障害者地域生活移行 促進事業	(1)国からの財源を活用すべく補助対象経費を正確に算出すべき(結果) 県事業の一部を国庫補助金で賄うことができる可能性を検討し、国と協議・交渉を行わなかったことは、「地方公共団体の収入は、適性且つ厳正に、これを確保しなければならない」という地方財政法第4条第2項の規定に抵触する可能性が高い。	【障害福祉課】 障害者自立支援対策臨時特例基金の当事業への活用については、国の障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領第3-(1)-①において「既の実施している事業について単に都道府県及び市町村の負担を軽減する事業」については充当できないと明記されております。 国からの財源で活用できる可能性のある経費については留意し、協議等を行っていくこととします。
7 精神障害者社会復帰 施設運営費補助金	(1)補助金として支出する対象とすべきでない経費が含まれていた(結果) 補助金として支出する対象とすべきでない経費(利用者の親族に対する香典や1人3,000円を超える昼食代)が含まれていた。	【障害福祉課】 現在、平成18年度から平成22年度までの5年間に、3法人が香典代として支出していた251,682円について、補助金の返還手続きを行っています。
8 児童福祉施設の運営	(1)指定管理料の設定水準が適切とは言えない(結果) 平成21年度の決算において、指定管理料の4割が余剰と見られ、指定管理料の金額設定は適切とは言えない。	【障害福祉課】 指定管理料はこれまでから相当の縮減を図っているところですが、今後は、決算内容をさらに詳細に分析、検証するなどし、次回の指定管理者の指定時において、指定管理料の設定に活用することとしています。

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
20 精神医療センター負担金	<p>(1)公費で負担すべき設備に対する負担金について(結果)</p> <p>県は固定資産の建設、購入にかかる財源だけでなく、その減価償却費も負担しており、固定資産の建設、購入にかかる金額を超えて負担すべきでない。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>県は病院事業庁の固定資産に関し、保健衛生に関する行政として行われる事務に用いられる部分に限り、資本造成のため、その償還財源の一部と減価償却費の両方を負担しているものであり、こうした取扱いは、現行の公営企業会計制度および総務省の繰出基準に沿ったものであると考えています。</p>

【意見】 I 滋賀県障害者福祉施策に関する全般的事項

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
1 障害者福祉施策関連事業の成果指標の設定と予算策定について	<p>(1)障害者福祉しがプランの数値目標・重点項目と事業の関連性について(意見)</p> <p>県は「しがプラン」の数値目標・重点項目を達成するための方針・戦略を策定し、当該方針・戦略に基づいた当該数値目標・重点項目と障害者施策の各事業との関連性を明らかにすべきである。 そのうえで、「しがプラン」の数値目標・重点項目の達成状況を検証するためのPDCAサイクルを実行する手法を確立すべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>昨年度、「障害者福祉しがプラン」を見直し「新・障害者福祉しがプラン」(計画期間:平成24年度～26年度)を策定しました。本プランにおいては、「地域で暮らす」「地域で働く」「地域で活動する」「共生のまちづくり」の4本柱を設け、それぞれに対応する各事業を盛り込んでおり、関連性を明らかにしました。 また、その進捗や達成状況について、学識経験者や障害福祉関係団体などからなる滋賀県障害者施策推進協議会において、評価していただくこととしています。</p>
	<p>(2)障害者福祉しがプランの効果的な事業の実施と情報公開について(意見)</p> <p>県が優先的に取り組むべき事業について、どのように選定して取り組んでいるかがわかるように説明責任を果たすことが重要である。そして、こうした取組みとその過程については、可能な限り県民に公表する必要がある。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>「新・障害者福祉しがプラン」の進捗状況について一層の情報公開を図るとともに、施策構築や予算編成過程における見える化を拡充していきます。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
2 障害者福祉施策に係る滋賀県と市町等との連携について	<p>(1)市町に対する積極的な指導方法について(意見)</p> <p>① 重要度や緊急度にかかわらず、全ての指摘事項について、文書による改善報告を求め、そのフォローを行うなどの対応をすべきである。</p> <p>② 県は各市町が主体的に事務の改善を図ることができる提案を行い、一層の情報の共有化と指導・助言を積極的に推進すべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>① 市町が行う障害者自立支援法施行事務にかかる県の指導結果が各市町のより効果的な事務の執行に役立つよう、平成22年度の実地指導から、文書による改善報告を求めるなど、その後のフォローに努めています。</p> <p>② 市町への指導結果については当該市町への指導に止まらず、全市町を対象とした会議等を活用し、情報の共有化による指導・助言の推進に努めています。</p>
	<p>(2)事業者に対する指導における県と市町との連携について(意見)</p> <p>① 県は速やかに事業者に対する指導に係る実施結果について市町と情報を共有する仕組みを検討すべきである。</p> <p>② 内部通報の開設、サービスの質の向上への取組などが不十分な事業者への指導を強化する一方、優良法人については、実施指導の頻度を減らすなどの措置を講ずるなどにより、事業者に対する実地指導を効果的・効率的に実施することができる。これにより県の事業者に対する指導監督に係る業務の軽減が図られることが期待される。そのためには、業務軽減目標として、「文書指導の減少件数〇〇件」などの数値目標を定めることを検討することが望ましい。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>① 昨年度より、事業者に対する指導に係る実施結果について、結果通知の写しを各市町に送付して、情報共有を行っています。</p> <p>② 前年度の指導結果などを踏まえ、問題のない事業所については、実地指導ではなく、書面による点検や集団指導により指導を行うとともに、個別の指導が必要な事業所については重点的に実地指導を行うなど、効果的・効率的に実施しています。</p>
	<p>(3)県障害者自立支援協議会と地域自立支援協議会の連携強化について(意見)</p> <p>県障害者自立支援協議会及び地域自立支援協議会の活動の結果をどのように有効活用し障害者福祉しがプランの施策に反映するか、具体的な方針を明確にするなど、両団体とのより一層の連携を図ることを検討すべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>昨年度、「新・障害者福祉しがプラン」の策定に際し、県自立支援協議会との意見交換を行うとともに、県内7圏域の各地域自立支援協議会と「地域別対話」を開催し、意見を集約して、プランへの反映に努めました。</p> <p>今後も、両団体との一層の連携を図りながら、施策の推進を図っていくこととしています。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
3 障害者福祉サービス事業者等の評価システムについて	<p>(1)障害福祉サービス事業者等の自己評価及び第三者評価の実施率の向上について(意見)</p> <p>障害福祉サービス自己評価、および第三者評価の実施率の向上に向け、自己評価未提出事業者に対する運営指導や第三者評価を受けた事業者に対するインセンティブの付与を検討すべきである。</p> <p>(2)障害福祉サービス事業者等の自己評価及び第三者評価結果の活用について(意見)</p> <p>自己評価および第三者評価の結果を分析し、事業者に対する助言・指導に活用するとともに、事業者等が自己評価結果公表をホームページで公表するよう促進することを検討すべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>引き続き、未実施事業所に対する個別の働きかけや、実地指導、集団指導などの事業者指導の場面において、自己評価を必ず実施することを求めるとともに、第三者評価についても実施を検討するよう指導しているところです。</p> <p>こうした取組をさらに徹底し、平成26年度における実施率100%を目指すこととしており、「新・障害者福祉しがプラン」において、これを数値目標として明記しました。</p> <p>また、昨年度から人員、設備、運営にかかる各種基準について、自己点検を行っていただいています。</p> <p>【障害福祉課】</p> <p>自己評価の結果内容については、実地指導時に現地で確認し、指導の資料として活用しているところです。</p> <p>また、各事業者に対してホームページの活用による公表については、あらゆる機会を通じて広く呼びかけているとともに、実地指導時においても指導しています。</p>
4 滋賀県の障害者施策推進本部の役割・機能の現状と課題、今後の展開について	<p>(1)推進本部のより一層の役割・機能の強化について(意見)</p> <p>県は、知事の「全庁的横断的な意思決定を推進する」という目標に向かうために、推進本部の役割・機能を抜本的に見直し、本部機能の強化を図る必要がある。すなわち、県は推進本部に全庁的視点に立って予算編成に関与する権限と責任を付与して実行ある体制を整備すべきである。</p> <p>(2)推進本部の情報公開について(意見)</p> <p>推進本部は積極的に検討結果を議事録として記録し県民に公表すべきである。その際、推進本部と推進協議会との間でどのような事項が協議され、障害者施策を推進することに連携したか、あるいは「しがプラン」にどのように反映させたかなども併せて県民に公表する必要があることを付言しておく。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>推進本部は、関係部局が共通の目的意識を持ち、施策を総合的に計画し、有機的な連携のもとに施策を推進し、進行管理する組織として位置づけています。</p> <p>こうしたことから、その運営の一層の実質化を図るため、「新・障害者福祉しがプラン」策定において、部局横断的な調整を行い、推進本部を中心とした検討・集約を行ったところです。</p> <p>今後は、プランの進行管理、評価においても、推進本部の一層の活用を図っていきます。</p> <p>また、予算の編成に関しては、推進本部における連絡調整を踏まえ、各部局を通じ予算編成への反映にも努めていただいているところです。</p> <p>【障害福祉課】</p> <p>昨年度から、推進本部における協議の概要について、滋賀県ホームページにおいて公表しました。</p> <p>今後も「新・障害者福祉しがプラン」の進行管理や評価、施策反映状況も含め、公表をしていきます。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
5 障害者福祉施策に関連する事業共通の監査の結果及び意見	<p>(1)補助金等の性質に応じた適切な履行方法を整備すべき(意見)</p> <p>① 県は市町の扶助費等の適切性を確認するために、各市町の履行確認方法等をモニタリングし、必要に応じ指導助言を行うなど、市町の実績報告書の妥当性について検討すべきである。</p> <p>② 補助事業者等の実績報告書の支出金額の实在性や適切性を示す領収書等の証拠の提出を求め、これらを元の実績報告書の妥当性を確認するとともに、添付資料では確認できない部分(例えば帳簿の管理状況や資金の管理状況等)は現場調査を行い確認すべきである。</p>	<p>【健康福祉部各課】</p> <p>① 一義的には市町が確認すべきものと考えますが、平成24年3月30日付け会計管理局通知「補助金および委託料等の履行確認の徹底について」に準じて履行確認を行うよう、指導助言に努めているところです。</p> <p>② 平成24年3月30日付け会計管理局通知「補助金および委託料等の履行確認の徹底について」に基づいて適切に対応しているところです。</p>
	<p>(2)適切な委託料の履行確認の方法を整備すべき(意見)</p> <p>履行確認は契約書どおり委託業務が適切に行われているか、委託業者の報告内容が妥当かどうかを確認しなければならないが、検証可能かつ十分な資料を委託業者から入手する必要がある。 十分な資料が入手できない場合は、代替的に委託業者へ出向き、帳簿等の閲覧を行い、委託業務が契約書どおり実施されているとの心証を得るべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>平成24年3月30日付け会計管理局通知「補助金および委託料等の履行確認の徹底について」に基づいて適切に対応しているところです。</p>
	<p>(3)扶助費の履行確認を実施すべき(意見)</p> <p>扶助費であっても税金を投入し、事業を実施している限り、適正な支出を行うべきである。 したがって、補助金及び委託料の履行確認と同様に、十分な履行確認を行うべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>平成24年3月30日付け会計管理局通知「補助金および委託料等の履行確認の徹底について」に基づいて適切に対応しているところです。</p>
	<p>(5)(負担金について)実績額に基づき精算を行うべき(意見)</p> <p>受益者負担部分と税負担部分の明確化の観点から、実績に基づき精算を行うべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>公営企業会計制度および総務省の繰出基準に照らしても、年度末での精算が必ずしも必要であるとは考えておりません。 近隣他府県においても、負担金について年度末で精算していないのが6府県、項目等を限定して精算しているのが3府県で、全ての項目について精算しているところはありませんでした。 今後とも、2月補正における精査をより一層徹底し、収支差額の縮減に努めています。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
(5 障害者福祉施策に関連する事業共通の監査の結果及び意見)	<p>(7)施設特有の事情等やコスト削減目標を加味した指定管理料を積算すべき(意見)</p> <p>① 県は施設ごとに、民間等が行う場合に必要な経費はいくらか、毎年積算を行うべきである。</p> <p>② 今後、施設は時が経過すると益々老朽化が進み、修繕費が過年度よりも多く必要になることが予想される。 県民の安全のためにも修繕すべき箇所及び金額について、県と指定管理者でいつ修繕を行うのか、どちらが行うのか等を協議して責任の所在を明確にし、計画的に修繕を実施すべきである。その上で指定管理料の積算にはこれらの協議の内容を反映させるべきである。</p>	<p>【健康長寿課、障害福祉課】</p> <p>① 各施設は、民間に同様の機能を担う施設がないため、これを民間等が行ったと仮定して必要な経費を積算することは困難ですが、次回の指定管理更新時に、それぞれの特有の事情や、コスト削減目標を考慮しつつ、管理料の積算を行います。</p> <p>② 施設等維持補修費については、1件あたり100万円以上の修繕又は施設の効用の増加を目的とした改修にかかる経費を県が負担することとし、県と指定管理者が協議して計画的な修繕に努めているところであり、優先順位の高い修繕等から、順次、実施しています。</p>
	<p>(8)適切なモニタリングの方法を検討すべき(意見)</p> <p>① 月例業務報告書及び実績報告書の書面確認は指定管理者の一方的な報告であり、職員が直接確認するのに比べ評価の信憑性が低くなるため、職員による現場調査を実施することが望ましい。</p> <p>② 提供されるサービスが県民ニーズにこたえる十分な水準を保ち、サービスが安定的に提供できるだけの経営的な素地が指定管理者にあるか否かを明らかにするために、事業計画書と実績報告書を突合することが望ましい。</p> <p>③ 定期的に県と指定管理者が連携し、アンケート結果の分析を行い、サービスの改善及び向上について検討すべきである。</p>	<p>【健康長寿課、障害福祉課】</p> <p>計画書と実績報告書の比較検討やアンケート結果の分析を踏まえた対応策について、県と指定管理者との間で協議・検討しており、現場における状況確認も行っています。</p>
	<p>(10)医療費扶助の支払方法を見直すことが望ましい(意見)</p> <p>予納金を廃止し、実績に基づき支払う方法に変更することが望ましい。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>支払基金に対する概算払いは厚生労働省通知に基づく契約によるものであり、支払い方法を変更することは困難です。 また、国保連合会に対する概算払いは、同会が取り扱う国民健康保険等の支払事務手続きに準じたものであり、支払い方法の変更は国保連合会が行う審査、支払に関する一連の事務手続きとこれに伴う医療機関等の事務手続きのすべてに大きな影響と混乱を及ぼすことになるため、早期の見直しは困難です。</p>

【意見】Ⅱ 滋賀県障害者福祉施策に関する個別の事業

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
2 障害者自立支援特別 対策事業費	<p>(1)事業団の航空旅費精算に際し、領収書の添付を求め補助金額の適正化を図るべきである(意見)</p> <p>事業団の旅費規程に基づき、旅費精算を行う際には県と同様に旅費精算書のみならず領収書等の添付を求め、県からの補助金額の適正化を図るべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>補助事業執行にかかる航空旅費については、事業団の旅費規程等に基づき、領収書の添付を徹底するなど、適切に精算を行うよう指導しています。</p>
	<p>(2)適切な数値目標を定めて事業の効果を測定すべきである(意見)</p> <p>「フランス展覧会への入場者数」や「ボーダレス・アートミュージアムN OーMA(近江八幡市)の入場者数」などの数値目標を定め、その達成に向けて事業を運営していくべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>本事業は、日本のアール・ブリュット作品を広く紹介する目的で実施したものであり、フランス国内では初めての開催となるため、入場者数等の定量的な数値目標を事前に設定することは困難でしたが、平成23年度からNOーMAのホームページ閲覧回数を数値目標として設定しています。</p>
3 障害者地域生活移行 促進事業	<p>(1)所管課として十分な履行確認を実施すべき(意見)</p> <p>必要に応じて領収書等の証憑の提出を求め、支出の実在性や適切性の観点から十分な履行確認を実施すべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>領収書等の証憑書類の提出や現地調査を全てについて実施することは、膨大な事務を発生させることとなり困難な状況にありますが、必要により領収書等の提出を求めるなど、適切に対応しています。</p> <p>また、平成24年3月30日付けの会計管理局通知「補助金および委託料等の履行確認の徹底について」に基づいて、適切に対応しているところです。</p>
4 心身障害者扶養共済 制度の実施	<p>(1)委託料の検査方法を見直すべき(意見)</p> <p>事務に要した時間を計算した資料を提出してもらうなどして、給与手当等についても他の経費と同様に検査を実施することが望ましい。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>団体の事務局員は、他業務も併せて行っているため、当制度の事務に要した時間を計算した資料を提出させるのは困難と思われませんが、給与手当等について適切な検査が行えるよう、処理件数による積算を記載するようにするなど、提出書類の一部改正を行ったところです。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
(4) 心身障害者扶養共済制度の実施	(2)実績報告書の様式を統一し、委託先の事務効率を評価すべき(意見) 「新規加入」「転入による加入」など具体的な事務手続名を列挙し、その処理件数を月次で記入する実績報告書の統一様式を作成して報告を求めることにより、委託料に対する事務の効率性を相対的に評価すべきである。	【障害福祉課】 実績報告書については、当事者団体の意見も踏まえ、様式の統一を行ったところ です。
	(3)共済制度の普及活動をより積極的に行うことが望ましい(意見) 現在の周知活動にとどまらず、広く心身障害者が利用されている医療機関や福祉施設等においても出張相談をはじめとする広報活動を行うことにより、更なる制度普及を図ることが望ましい。	【障害福祉課】 県ホームページによるPRなど、団体加盟者以外への周知にも取り組んでいます。
5 むれやま荘の運営費	(1)決算時に指定管理料の設定水準の検証を行い次年度以降の指定管理料の設定に反映すべき(意見) 基本協定に基づき事業団から報告されている「管理業務に係る収支状況」を見るだけでは判明しない事実もあることから、県は決算時に指定管理料の設定水準の検証を行い、次年度以降の指定管理料の設定に反映すべきである。	【障害福祉課】 決算内容をさらに詳細に分析、検証するなどし、次回の指定管理者の指定時において、指定管理料の設定に活用することとしています。
	(2)数値目標を設定し、達成状況を評価すべきである(意見) むれやま荘は、日常の管理運営に際し、具体的な数値目標を設定していない。具体的には、むれやま荘の課題の一つに定員充足率が約7割(平成21年度)に留まっていることから、例えば定員充足率に関する数値目標を設定することが考えられる。	【障害福祉課】 昨年度から基本協定において、定員充足率について数値目標を設定したところであり、その達成状況を評価していきます。
6 知的障害者援護施設等の整備	(1)申請の審査に専門家を交えることが望ましい(意見) 補助金額が一定金額(たとえば1件あたり5,000万円)以上の案件に係る協議時の審査には、所管課において補助対象経費内と判断された部分について、県の建築課職員等の専門家(有資格者)に意見を求めることで、審査体制を充実させることが望ましい。	【障害福祉課】 協議内容の審査にあたっては、必要に応じて建築課に確認することとしています。

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
7 精神障害者社会復帰施設運営費補助金	<p>(1)十分な履行確認を実施すべき(意見)</p> <p>領収書等の証拠の確認を行うなど十分な履行確認を実施すべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>領収書等の証憑書類の提出や、現地調査を全てについて実施することは、膨大な事務を発生させることとなり困難な状況にありますが、必要に応じて領収書等の提出を求めるなど、適切に対応しています。</p> <p>また、平成24年3月30日付けの会計管理局通知「補助金および委託料等の履行確認の徹底について」に基づいて、適切に対応しているところです。</p>
	<p>(2)事業に要した総経費額の報告を求め、評価すべき(意見)</p> <p>施設ごとの運営の相対的効率性や効果等を測定するとともに、補助金の必要性や必要額の検討するためにも、補助対象経費のみでなく事業に要した総経費額の報告を求めるべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>補助対象経費に限らず、事業所全体の経費についても報告を求め、より幅広い観点からの指導に努めています。</p>
8 児童福祉施設の運営	<p>(1)県立日野溪園の修繕等に係る経費は一般会計で予算措置すべき(意見)</p> <p>県立日野溪園の修繕等に係る経費は、指定管理料を通じた事業団における積立金という形ではなく、一般会計において、修繕費等として予算措置すべきであるとする。</p>	<p>【健康福祉政策課】</p> <p>県立日野溪園は、平成23年4月1日に県から社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団へ無償譲渡し、以後における施設の修繕等は当該法人によって行われています。</p>
	<p>(2)(信楽学園)施設利用者アンケート等の充実を図り事業評価に活用すべき(意見)</p> <p>基本協定第21条(アンケート等の実施)に基づく報告を行うためには、利用者やその家族の意見・苦情を聞く機会をより多く設けることが必要である。利用者等の声を積極的に集め、利用者の処遇向上に活用するとともに、信楽学園の事業評価に活かすべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>利用者やその家族を対象としたアンケートを実施しており、これを参考にして信楽学園の事業改善に役立てています。</p>
	<p>(3)(信楽学園)数値目標を導入し、事業の有効性を評価すべきである(意見)</p> <p>指定管理者に効果的・効率的な運営を求めるためには前述のアンケート等による定性的な評価に加え、数値目標を定め、その達成度をもって事業の有効性を評価し、指定管理料の算定に反映させるなどの方策が有効であるとする。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>昨年度から基本協定において、定員充足率について数値目標を設定したところであり、達成状況を評価しているところです。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
(8) 児童福祉施設の運営	<p>(4)(小児保健医療センター療育部)負担金の精算を行うべきである(意見)</p> <p>療育部を含む病院事業会計に本負担金にかかる多額の余剰資金が残らないよう、実績による精算を行うべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>公営企業会計制度および総務省の繰出基準に照らしても、年度末での精算が必ずしも必要であるとは考えておりません。</p> <p>近隣他府県においても、負担金について年度末で精算していないのが6府県、項目等を限定して精算しているのが3府県で、全ての項目について精算しているところはありませんでした。</p> <p>今後とも、2月補正における精査をより一層徹底し、収支差額の縮減に努めています。</p>
9 児童福祉施設等特別入所事業費	<p>(1)現在の特別加算費単価の縮減を検討することが望ましい(意見)</p> <p>資金余剰も多額に発生していることから、事業運営に支障がない範囲内で現在の特別加算費の単価の縮減を検討することが望まれる。</p> <p>(2)補助金に準じた履行確認や事業評価を実施すべきである(意見)</p> <p>扶助費として支出されているものの介護体制確保のための人件費補助の性格も有しているため、補助金に準じた履行確認や事業評価を実施すべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>従前の制度について見直しを行い、新たな重症心身障害者等に対する支援制度導入に向け、県と市町で協議を進めているところです。その中で、特別加算費を含め、より適切な支援のあり方について市町と協議しているところです。</p> <p>【障害福祉課】</p> <p>従前の制度について見直しを行い、新たな重症心身障害者等に対する支援制度導入に向け、県と市町で協議を進めているところです。その中で、履行確認や評価も含め、より適切な支援のあり方について市町と協議しているところです。</p>
10 福祉用具センター運営事業	<p>(1)福祉用具改造及び作成手数料の見直しを検討すべき(意見)</p> <p>現状の人員配置や設置設備等に基づき所要経費を算定するとともに、滋賀県独自の利用者の利用者負担率を設定するなど、手数料水準の見直しを検討すべきである。</p>	<p>【健康長寿課】</p> <p>次回の見直しの際に、手数料の設定について検討したいと考えています。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
(10 福祉用具センター運営事業)	<p>(2)十分な目標達成状況の確認を実施することが望ましい(意見)</p> <p>県は早急に「業務の基準」を作成するとともに、センターに対し、より内容の充実した月例業務報告書を提出するよう求め、かつ、現状を十分に確認し、発生した課題にタイムリーに対処することが望ましい。</p>	<p>【健康長寿課】</p> <p>滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務に限る。)の維持管理および運営等に関する協定(基本協定)第17条に規定する「センターの維持管理および運営等に関する業務の基準」については、平成23年3月30日に定め、当該基準に基づく月例報告等の提出を受け、運営状況等を把握し、課題への対応により、適正な管理運営の確保に努めました。</p>
11 障害者自立支援給付費	<p>(1)市町での効率的な審査方法を共有すべき(意見)</p> <p>各市町における審査事務を効果的かつ効率的に実施するため、各市町の審査方法を共有すべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>審査事務については、市町の主体性が尊重されるものですが、効果的かつ効率的に行うことができるよう、好事例等の情報収集やその共有に努めます。</p>
12 障害者自立支援事業所運営費補助金	<p>(1)補助金の交付基準の見直しを検討することが望ましい(意見)</p> <p>公平な補助をすべきとの理念は認められるものの、安定的な経営を行うための減収の激変緩和措置という当補助金の趣旨に照らして、例えば利用者一人あたりの年間減収額(補助申請額)が50千円以上の場合に限って申請を認めるなど、費用対効果も念頭に置きながら支給者及び受給者双方の事務負担を縮減すべく要綱の見直しを検討することが望ましい。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>当補助金の見直しを行い、激変緩和措置については、平成23年度をもって廃止しました。</p>
13 市町地域生活支援事業費	<p>(1)県の負担率を再考することが望ましい(意見)</p> <p>県は障害者自立支援法第2条第2項第1号に定められた「市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う」という責務を果たすべく、市町の現状と当事業への高いニーズを考慮しつつ、県の負担率を再考することが望まれる。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>市町地域生活支援事業については、国の負担額に応じて県の負担をしています。平成19年度以降、国庫補助金が本来定められている基準(事業費の50%)に満たない状況が続いているため、国に対して、基準額まで負担されるよう要望を行い、確保に努めています。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
14 障害者自立支援基盤整備事業費補助金	<p>(1)事業実績報告書の提出期限を遵守させるべき(意見)</p> <p>基盤整備補助金の交付を受けて事業所等は、事業完了後1か月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業が完了したことを示す事業実績報告書を県に提出しなければならないが、提出期限を10日程度過ぎている報告書が散見された。県は事業者に対し、事業実績報告書の提出期限を遵守させるべきである。</p> <p>(2)交付要綱において現地での履行確認を求め、設備設置の有効性を検討することが望ましい(意見)</p> <p>交付要綱において補助金の交付を受けた事業所又は施設の実地指導時に現地での履行確認を行うことを明記することにより、設備設置の有効性を確認することが望まれる。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>事業所への指導を徹底し、事業実績報告書の提出期限の遵守に努めています。</p> <p>【障害福祉課】</p> <p>現地調査等を、全てについて実施することは、膨大な事務を発生させることとなり困難な状況にありますが、平成24年3月30日付けの会計管理局通知「補助金および委託料等の履行確認の徹底について」を踏まえ適切に対応しています。</p>
15 障害者雇用創出事業	<p>(1)助成単価を見直すことが望ましい(意見)</p> <p>運営費及び管理費の助成単価が現在の社会的事業所の実情に合っているかどうかの検証を行い、適切でないと判断された場合には助成単価の見直しを行うことが望ましい。</p> <p>(2)事業に要した経費総額の報告を求め評価すべき(意見)</p> <p>事業所の運営に総額でどの程度の費用を要したかについて県が把握することで、事業所ごとの運営の相対的効率性や効果等を測定することができるとともに補助金の必要性や必要額の検討が可能となることから、事業に要した総経費額の報告を求めるべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>社会的事業所の課題に対応するため、設置主体などの制度について検討を行っているところであり、助成単価についても今後検証していきたいと考えています。</p> <p>【障害福祉課】</p> <p>事業に要した総事業費を報告するよう求めています。</p>
16 障害者福祉センターの運営	<p>(1)募集方法を公募にすべき(意見)</p> <p>公募のメリットも踏まえ、次回の指定管理者を選定する際には、非公募とすることの是非を改めて検討すべきであろう。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>指定管理者は当事者団体として、職員の専門性やボランティアの協力体制、利用者ニーズの反映などの面で、他には適切な運営を確保できる団体がないことから非公募としたものですが、次回選定時においては、適切な募集方法についてさらに検討します。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
(16 障害者福祉センターの運営)	<p>(2)施設特有の事情等やコスト削減目標を加味した指定管理料を積算すべき(意見)</p> <p>修繕等の施設特有の事情等やコストの削減目標を加味した詳細な積算による指定管理料を設定すべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>次回選定時においては、ご指摘の意見も踏まえ、指定管理料積算の方法を検討します。</p>
	<p>(3)受益者負担のあり方について見直しを行うべきである(意見)</p> <p>県は障害者福祉センターの事業を、障害者の健康で文化的な最低限度の生活を支援するための事業と楽しみ等の付加価値を与える事業に区分し、受益者負担のあり方について当事者団体や当事者以外の県民の意見等も加味し見直しを行うべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>サービス向上の観点も含め、当事者団体や当事者以外の県民の意見等も加味しながら、負担のあり方について検討していきます。</p>
	<p>(4)適切なモニタリング体制を構築すべき(意見)</p> <p>事業計画と実績報告書の詳細な比較、自治体職員又は第三者機関によるモニタリング等を行うとともに、県と協会が連携し、今後のサービスの改善・向上につなげるべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>事業計画と実績報告書の比較を行うとともに、県と協会との協議を場を設け、県と協会が連携しサービスの改善・向上につなげる体制の構築に努めています。</p>
	<p>(5)数値目標を設定し、事業評価を実施すべき(意見)</p> <p>利用者アンケート等により課題を把握し、どのような施策を行い、どのくらいの期間でどのような効果を期待するのか検討することが必要である。その上で、指定管理者に数値目標について提案させる等、単年度における数値目標を設定し、達成状況を評価することが必要である。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>平成23年度から、基本協定において平均利用者数の拡大にかかる数値目標を設定し、事業効果の向上を図っているところです。</p>
	<p>(6)備品購入について指定管理者と協議すべき(意見)</p> <p>備品購入に関する大幅な予算額の変更(例えば、当初予算額の50%超あるいは総額が100万円超の場合)にあたっては、必ず県と指定管理者が事前に協議することをルール化するとともに、基本協定にその旨記載すべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>協定に基づき指定管理者が購入することとしている1件あたり100万円未満の備品であっても、年度当初の計画から大幅な変更となる場合には、指定管理者に事前協議を求めています。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
17 周産期保健医療対策事業	<p>(1)現場調査の実施時期及び実施方法を検討すべき(意見)</p> <p>書面の確認だけでは、事業が目的どおりに適切に実施されているか、支出が適切かどうかを十分に確認することは難しいため、現場調査も行うべきである。</p> <p>期中に事業の履行や帳簿の備え付け状況を確認し、期末に支出額の最終値の確認を実施する等の「現場調査の実施時期」や調査の着眼点を整理したチェックリストを利用する等の「実施方法」についても検討すべきである。</p>	<p>【健康長寿課】</p> <p>実績報告書には、交付要綱に規定する書類のほか、対象経費の支出に係る詳細な資料が添付されているところですが、それでもなお不明な点がある場合は、実地調査を行うことで、より確実に確認できるとの考えから、調査項目をリストアップし、実地調査を行いました。</p> <p>併せて、平成24年3月30日付け会計管理局通知「補助金および委託料等の履行確認の徹底について」に基づき、適切に対応しているところです。</p>
	<p>(2)現場調査を実施すべき(意見)</p> <p>県は実績報告書及び添付書類で履行確認を行っているが、書面上の確認では現物の保管・利用状況まで十分に確認できないため、現場調査を実施すべきである。</p>	<p>【健康長寿課】</p> <p>書面および現場調査により、現物の保管・利用状況等の確認を行いました。</p>
18 先天性代謝異常等検査事業	<p>(1)契約単価を毎年見直すべき(意見)</p> <p>平成21年度は委託先と経営努力の中で可能な検査単価について話し合い、平成20年度単価の2%減の2,450円に設定しているが、県は単価設定について十分な検討を行っていない。</p> <p>全国の平均値は2,182円であることから、他府県の契約内容等の調査を行い、詳細な契約単価の見直しを行うべきである。</p>	<p>【健康長寿課】</p> <p>年間検査件数や委託契約内容によって各府県の単価には幅が出るものではありますが、具体的な契約内容等について他府県の状況調査を行い、調査結果を踏まえて委託先と協議し、単価の見直しを行いました。</p>
19 リハビリテーション提供体制整備事業	<p>(1)事業の状況把握の実施方法及び実施時期、事業評価の方法を検討すべき(意見)</p> <p>「リハビリテーション広域支援センター運営費補助金」・「地域リハビリテーション提供体制強化事業費補助金」両補助金は平成21年度をもって終了し、平成22年度からは市町が主体として行う在宅リハビリテーションを支援する事業へ移行するが、県はリハビリテーションについて引き続き関与するため、事業の状況把握の実施方法及び実施時期、事業評価の方法を検討すべきである。</p>	<p>【健康長寿課】</p> <p>住民の方々にとって身近な地域でリハビリテーションが提供されることが望まれることから、在宅リハビリテーション支援事業等について、保健所単位(圏域単位)での状況把握、事業実施、評価を基本としながら、健康長寿課では県全体のリハビリテーション提供体制を評価しました。</p> <p>具体的には、平成23年度は、「滋賀県リハビリテーション連携指針」の改定に取り組み、リハビリテーション提供体制の課題を整理し、市町・圏域・県域における連携体制を明確にしました。</p> <p>さらに、各圏域では、この指針をもとに、地域リハビリテーション連絡協議会、担当者会議等を開催し、在宅リハビリテーション支援事業等を評価し、圏域のリハビリテーション提供体制整備に向けた取組を進めました。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
20 精神医療センター負担金	<p>(1)実績に基づく精算を行うべき(意見)</p> <p>病院事業会計に本負担金にかかる多額の余剰資金が残らないよう、実績による精算を行うべきである。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>公営企業会計制度および総務省の繰出基準に照らしても、年度末での精算が必ずしも必要であるとは考えておりません。</p> <p>近隣他府県においても、負担金について年度末で精算していないのが6府県、項目等を限定して精算しているのが3府県で、全ての項目について精算しているところはありませんでした。</p> <p>今後とも、2月補正における精査をより一層徹底し、収支差額の縮減に努めています。</p>
21 特定疾患治療研究事業	<p>(1)実績報告書の内容の適切性を確認する方法を整備すべき(意見)</p> <p>① スモンについてはスモンの患者がスモン施術費の受領方を鍼灸院に委任するための委任状を添付した鍼灸院からの請求書の金額をもとに県は支払っており、県では書面確認のみを行っている。</p> <p>② 訪問看護については保健所を通して、訪問看護ステーションからの実績報告書入手し、訪問看護費用請求書と実績報告書の突合や実績報告書の内容の書面確認を保健所と連携して行っている。</p> <p>③ 当扶助費は患者に代わり、鍼灸院や訪問看護ステーション等が受領するものであり、これらの事業所が適切に請求しているかどうか確認すべきである。</p>	<p>【健康長寿課】</p> <p>① スモン患者に対する医療費助成については、対象者にスモン施術受給者証を交付しており、当該受給者証には施術の実施ごとに施術日を記載し施術者の確認印を押印することとなっています。従来は提出を求めていなかったこの書類を、平成22年度から更新の際の必須提出書類し、請求回数と照合して、適正な請求の確認を行うように改善しました。</p> <p>② 在宅人工呼吸器使用の特定疾患患者の訪問看護ステーションの利用については、患者ごとに訪問看護指示書、訪問看護計画書および実績報告書の提出を求め、さらに保健所と医療機関、訪問看護ステーション等とのケース会議においても十分に注意を払い、適正な利用および請求の確認を行っています。</p> <p>③ 上記①、②の確認において、必要に応じて、当該鍼灸院や訪問看護ステーションに対し、より詳細な資料の提出を求め、または同意を得て現地調査を実施し、請求内容の整合性を確認することとしております。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
21 特定疾患治療研究事業 22 小児慢性特定疾患治療研究事業	<p>(2)国の研究成果について情報公開を実施すべき(意見)</p> <p>県は特定疾患・小児慢性特定疾患の患者の医療データを国に報告し、国は研究を行い報告書を提出している。難病情報センターホームページでこの報告書について確認することはできるが、県のホームページでは公開されていない。 県における疾患ごとの受給者数や国の報告書の概要について県民にわかりやすく公表すべきである。</p>	<p>【健康長寿課】</p> <p>特定疾患については、難病情報センターのホームページで年度ごとの患者数や研究成果が公開されているので、県のホームページから容易にアクセスできるよう平成23年度から改善しています。 また、平成23年度の各研究報告書は難病相談・支援センターの図書コーナーに配架して、県民が閲覧できるよう改善しました。 小児慢性特定疾患についても、研究成果等を公開している研究所(国立成育医療センター研究所、日本子ども家庭総合研究所)へ容易にアクセスできるよう平成23年度から改善しています。併せて、県内の疾患ごとの受給者数についてまとめ、掲載しました。今後、県のホームページでの情報発信をさらに充実したいと考えています。</p>
23 自立支援医療費の給付	<p>(1)履行確認を適切に実施すべき(意見)</p> <p>税金を投入し、事業を実施している限り、適正な支出を行うべきである。したがって、補助金及び委託料の履行確認と同様に、十分な履行確認を行うべきである。</p> <p>(2)国保連及び支払い基金への支払方法を見直すことが望ましい(意見)</p> <p>予納金を廃止し、実績に基づき支払う方法に変更することが望ましい。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>平成24年3月30日付け会計管理局通知「補助金および委託料等の履行確認の徹底について」に基づいて適切に対応しているところです。</p> <p>【障害福祉課】</p> <p>支払基金に対する概算払いは厚生労働省通知に基づく契約によるものであり、支払い方法を変更することは困難です。 国保連合会に対する概算払いは、同会が取り扱う国民健康保険等の支払事務手続きに準じたものであり、支払い方法の変更は国保連合会が行う審査、支払に関する一連の事務手続きとこれに伴う医療機関等の事務手続きのすべてに大きな影響と混乱を及ぼすことになるため、早期の見直しは困難です。</p>
24 児童福祉施設入所者医療給付	<p>(1)国保連への支払い方法を見直すことが望ましい(意見)</p> <p>予納金を廃止し、実績に基づき支払う方法に変更することが望ましい。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>支払基金に対する概算払いは厚生労働省通知に基づく契約によるものであり、支払い方法を変更することは困難です。 国保連合会に対する概算払いは、同会が取り扱う国民健康保険等の支払事務手続きに準じたものであり、支払い方法の変更は国保連合会が行う審査、支払に関する一連の事務手続きとこれに伴う医療機関等の事務手続きのすべてに大きな影響と混乱を及ぼすことになるため、早期の見直しは困難です。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
(24 児童福祉施設入所者医療給付)	(2) 履行確認を適切に実施すべき(意見) 税金を投入し、事業を実施している限り、適正な支出を行うべきである。 したがって、補助金及び委託料の履行確認と同様に、十分な履行確認を行うべきである。	【障害福祉課】 平成24年3月30日付け会計管理局通知「補助金および委託料等の履行確認の徹底について」に基づき、適切に対応しているところです。
25 児童福祉施設入所者医療給付	(1) 履行確認を適切に実施すべき(意見) 税金を投入し、事業を実施している限り、適正な支出を行うべきである。 したがって、補助金及び委託料の履行確認と同様に、十分な履行確認を行うべきである。	【障害福祉課】 平成24年3月30日付け会計管理局通知「補助金および委託料等の履行確認の徹底について」に基づき、適切に対応しているところです。
26 精神障害者精神科通院医療費補助	(1) 補助金の交付要綱を実態にあった内容に改正すべき(意見) 補助金の交付要綱で補助金の交付は概算払いと定めているが、実際は精算払いで交付しており、要綱を実態にあった内容に改正すべきである。	【障害福祉課】 交付要綱を実態にあわせ、精算払いにしました。
	(2) 履行確認を適切に実施すべき(意見) 税金を投入し、事業を実施している限り、適正な支出を行うべきである。 したがって、補助金及び委託料の履行確認と同様に、十分な履行確認を行うべきである。	【障害福祉課】 平成24年3月30日付け会計管理局通知「補助金および委託料等の履行確認の徹底について」に基づき、適切に対応しているところです。
27 福祉人材確保緊急対策事業	(1) 適切に指導監査を行える体制を整備すべき(意見) 指導監査では会計管理局作成の「会計事務の手引き」を基に適正に事務処理されているかを確認している。 しかし、誰もが一律の水準で確認できるチェックリスト等は作成していない。効率的かつ有効に監査を実施することが可能であるチェックリスト等を作成することが望ましい。	【健康福祉政策課】 平成24年3月30日付け会計管理局通知「補助金および委託料等の履行確認の徹底について」に基づき、適切に対応しているところです。

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
(27 福祉人材確保緊急対策事業)	<p>(2)国庫補助事業の積極的な活用について(意見)</p> <p>当該事業は、国からの財源が確保されているにもかかわらず、当初予算の3割しか執行できていない。 事業を有効に実施するために、各施設のニーズを十分に把握し、事業の目標設定を行い、その目的を達成するためにどのような工夫が必要なのか検討することが望ましい。</p>	<p>【健康福祉政策課】</p> <p>平成23年度においては対当初予算比約50%まで執行率を上げたところであり、平成24年度は当該基金の最終年度であることに鑑み、より地域ニーズの高い事業に事業費を集中することとしています。 また、事業の最終年度にあたり、県として有効な事業実施を図るべく、目標管理を導入するよう各事業者ならびに市町に求めています。</p>
28 健康福祉部における障害者施策施設について	<p>(1)施設の管理運営費に係る課題と解決の方向性について(意見)</p> <p>① 監査人が認識した施設の管理運営上の状況・課題及びそれに対する意見・提言を参考にして、各施設が抱える課題解決に向けてさらなる取組を実施することを希望する。</p> <p>② 県は、これまで以上に、県民に対して障害福祉施設の状況や当該施設が抱えている課題等について、あらゆる媒体を利用した情報発信を積極的に行う必要がある。 まずは、少しでも多くの県民に障害者施策及び障害福祉施設のことを知ってもらい、障害者への理解と共生が可能となるようにより一層の対応が求められる。</p>	<p>【健康長寿課、障害福祉課】</p> <p>① 各施設の課題については、状況確認やヒアリングを行い、可能なものから順次取り組んでいるところです。</p> <p>② 引き続き、県のホームページや広報・啓発活動などを通じて情報発信し、障害者施策、障害福祉施設の現状や課題にかかる理解の普及に努めます。</p>

平成22年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について
 (滋賀県健康福祉部における障害者施策関連事業について)

所属名 土木交通部 建築課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
I. 滋賀県障害者福祉施策に関連する全般的事項 4. 県有施設のストックマネジメントについて	<p>① スtockマネジメントへの全庁的な取り組みについて (意見)</p> <p>(要旨のみ記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県有施設の多くは老朽化の時期を迎えるが、このまま放置すれば改築や大規模修繕が短期間に集中するだけでなく、計画的な維持管理が不十分になることに伴うコストの増大で大きな財政負担となることが予想される。 このことから、中長期的な視点から県有施設の長寿命化と効果的・効率的な維持管理を図るため、「予防保全による維持管理システム(ストックマネジメント)」の構築は県庁全体で取り組むべき喫緊の課題である。 建築課ではすでに取り組みが進められているが、施設の情報を個々の所管課に提供するに留まっており、県庁全体の取り組みの視点がないように見受けられる。 ストックマネジメントは、建築課および所管課のみでは解決し得ないものであり、県庁全体の問題として組織的な対応を含めた取り組みとして取り上げる必要がある。 そのためには、建築課の役割は、各施設の今後のあり方を決めるために役立つ情報を提供するとともに、県有施設のストックマネジメントを全庁的に考えていく必要性を発信することにより、関係所管課にストックマネジメントに対する積極的な取り組み姿勢を喚起させることが考えられる。 <hr/> <p>② スtockマネジメントの情報公開について (意見)</p> <p>(要旨のみ記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県有施設のストックマネジメントについて、県としてその基本方針、基本計画及び実施計画、その取り組み状況を公表する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、県有施設の巡回点検時に「県有建築物保全支援システム」のデータを活用し、各施設の管理者や所管課に対して予防保全に向けての助言や技術的支援を行うとともに、ストックマネジメントが全庁的な取り組みとなるよう、その必要性を説明してきました。 また、学校施設の管理者向け研修会や、全庁向け広報誌として庁内サイト上で掲載した「保全便り」を通じて、「県有建築物保全システム」の活用方法を発信したところです。 ストックマネジメントを全庁的な取り組みとするためには、各施設管理者が具体的事例により保全の大切さを認識することが重要であり、今後とも継続してその必要性を発信していきます。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 県有施設全体の取り組みの方向性については、今後研究されていく予定ですが、個々のインフラ資産については、それぞれの施設の所管課で中長期の修繕計画を策定される予定ですので、その状況に応じて施設の長寿命化に向けた取り組みに協力を行っていきます。